

障害支援区分への見直し（案）に対する意見

2013年（平成25年）7月25日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 障害支援区分と支給量が連動する仕組みを廃止し、障がいのある人の個別事情に即した支給量が保障されるようにすべきである。
- 2 障害支援区分を特定の施策利用の要件とする取扱いを廃止すべきである。
- 3 遅くとも障害者総合支援法の施行3年後見直し時には、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に沿って、常時介助を要する障がいのある人を含む全ての人に必要十分な支援が保障されるよう、区分認定制度の廃止を前提とした支給決定のあり方を抜本的に改革すべきである。

第2 意見の理由

- 1 当連合会第54回人権擁護大会「障害者自立支援法を確実に廃止し、障がいのある当事者の意見を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉法の制定を求める決議」（2011年（平成23年）10月7日付け）に基づく政策遂行を求めること

「障がいのある人の権利に関する条約」（以下「権利条約」という。）の批准に必要な国内法整備等を目的とする障がい者制度改革の一環として公表された障がい者制度改革推進会議総合福祉部会による2011年（平成23年）8月30日付け「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）では、障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）に代わる新たな総合的な福祉法制における支給決定の基本的なあり方として、①「支援を必要とする障害者本人（及び家族）の意向やその人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本とすること」や②「他の者との平等を基礎として、当該個人の個別事情に即した必要十分な支給量が保障されること」が挙げられ、「新たな仕組みにおいては、障害程度区分は使わずに支給決定をする」として障害程度区分の廃止が明言されている。

当連合会は上記人権擁護大会決議以降、当事者の意見を反映した骨

格提言を尊重した新たな総合的な福祉法の制定を求めてきた。

いわゆる障害者総合支援法における「障害支援区分」のあり方も、権利条約批准のための制度改革の目的に合致し、骨格提言を最大限尊重した内容が推進されるべきである。

2 意見の趣旨1について

自立支援法のもとでは、市町村が作成する支給決定基準において、障害程度区分ごとに支給量の上限が設定されることが多く、その結果、常時の見守り等長時間の支援が必要な障がいのある人に必要十分な支給量が認められず、自立生活を断念せざるを得ない状況があった。障害程度区分によって国庫負担基準が定められ、それに応じて市町村が支給決定基準を定める結果、障害程度区分が支給量の設定に連動している現状がある。

しかし、本来、支給量は障がいのある人一人ひとりの事情に応じて、必要な支援時間を積み上げて定められなければならない。骨格提言も支給決定の基本的なあり方として「他の者との平等を基礎として、当該個人の個別事情に即した必要十分な支給量が保障されること」を挙げている。また、このような個別事情に即して支給量を定めるべきという考え方は、近時の裁判例でも繰り返し確認され（東京地裁2010年（平成22年）7月28日判決、大阪高裁2011年（平成23年）12月14日判決、和歌山地裁2012（平成24年）4月25日判決）、このことは当連合会による2012年（平成24年）5月14日付け「ALS患者の介護支給量義務付け訴訟判決に関する会長談話」においても確認されている。

上述のように、障害支援区分のあり方は、権利条約批准に向けた一連の制度改革の流れの中で捉えられるべきであり、骨格提言が前提とする「支給量は個別事情に即して決められるべき」との考え方を基礎としなければならない。

厚生労働省（以下「厚労省」という。）案では、障害程度区分と同様、依然として障害支援区分が支給量に連動する仕組みが想定されているが、このような仕組みは「支給量は個別事情に即して決められるべき」との考え方と矛盾するものであり、直ちに改められなければならない。

3 意見の趣旨2について

自立支援法のもとでは、重度訪問介護は区分4以上、行動援護は区分3以上の者に対象が限られるなど、区分を特定の施策利用の要件とする取扱いがされてきた。厚労省案における障害支援区分も、障害程度区分と同様、これによって特定の施策の利用の可否を決することが想定されている。

しかし、いかなる施策を利用するかを決める際に考慮すべきは、第一に障がいのある人本人がどのような暮らし方を望むかという意向であり、障がいのある人の個別事情である。このように考えることが、権利条約をはじめとする国際潮流に合致し、骨格提言の趣旨に沿う。障害支援区分のみによって特定の施策の利用を門前払いすることは、権利条約や骨格提言と相容れない考え方である。

したがって、障害支援区分を特定の施策利用の要件とする取扱いは速やかに廃止すべきである。

4 意見の趣旨3について

障害者総合支援法は、施行後3年を目途として、常時介護を要する者に対する支援等の障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等について検討を加え、所要の措置を講ずる旨の見直し規定を設けている。

この見直しに際しては、当事者参画の下で、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則に例示された項目に限定されることなく、骨格提言の内容が実現されるべきである。

厚労省案の「認定の精度を上げるために調査項目を変更する」ことは改革の本質をとらえたものではなく、必要な改革は「認定された区分の枠内で支援を決める」という「区分認定制度」自体を廃止し、常時介助を要する障がいのある人を含む全ての人に必要十分な支援が保障されるよう、現在の支給決定のあり方自体を抜本的に改革することである。

そして、骨格提言が提言するとおり、市町村の支援ガイドラインに基づくニーズアセスメントを踏まえ、個別のニーズに即した支給決定がなされる仕組みを採用すべきであり、調査項目はあくまで必要な支援を勘案するための目安に留める制度にするべきである。

ここでいう支援ガイドラインは、厚労省案にある障害支援区分とは異なり、一人ひとり違う特性・個別事情を丁寧に勘案し、障がいのある人の生き難さ、生活のしづらさを把握して支援方法を構築するために用いる目安と位置付けられるものである。

以 上